

令和 4 年12月13日

魚沼市議会議長 関 矢 孝 夫 様

総務文教委員会

委員長 森 島 守 人

総務文教委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について
(2) 閉会中の所管事務等の調査について
(3) その他
- 2 調査の経過 12 月 13 日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。
所管事務調査については、コミュニティ協議会について提言書（案）について委員会の意見を踏まえ議長宛てに提出することとした。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、魚沼市 D X 推進方針（案）について、「魚沼市ケーブルテレビ」に関する市民アンケートの集計結果及び今後のスケジュールについて、文書保管庫の現状について、小型動力ポンプ付水槽車の進捗状況について、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告について、職員倫理研修の実施報告について、国道 17 号堀之内跨道橋光ケーブル損傷事故の経過報告について、一般財団法人魚沼市地域づくり振興公社の理事長について及び広神地区スクールバス事故等のその後の経過について執行部から報告を受け質疑を行った。

総務文教委員会会議録

1 審査事件

- (1) 陳情第 4 号 子どもの黙食緩和を求める陳情
- (2) 議案第 96 号 魚沼市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- (3) 議案第 97 号 職員の定年の引上げに伴う関係条例の整理について
- (4) 議案第 98 号 刑法等改正に伴う関係条例の整理について
- (5) 議案第 99 号 魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- (6) 議案第 100 号 魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- (7) 議案第 101 号 魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正について
- (8) 議案第 102 号 魚沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- (9) 議案第 103 号 魚沼市立学校設置条例の一部改正について
- (10) 議案第 107 号 魚沼市新市建設計画の変更について
- (11) 議案第 108 号 指定管理者の指定について（魚沼市子育ての駅かたっくり）
- (12) 議案第 109 号 指定管理者の指定について（堀之内体育館）

2 調査事件

- (13) 所管事務調査について
 - ・コミュニティ協議会について
- (14) 閉会中の所管事務等の調査について
- (15) その他
 - ・魚沼市DX推進方針（案）について
 - ・「魚沼市ケーブルテレビ」に関する市民アンケートの集計結果及び今後のスケジュールについて
 - ・文書保管庫の現状について
 - ・小型動力ポンプ付水槽車の進捗状況について
 - ・教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告について
 - ・職員倫理研修の実施報告について
 - ・国道 17 号堀之内袴道橋光ケーブル損傷事故の経過報告について
 - ・一般財団法人魚沼市地域づくり振興公社の理事長について
 - ・広神地区スクールバス事故等のその後の経過について

3 日 時 令和 4 年 12 月 13 日 午前 10 時

4 場 所 本庁舎 3 階 委員会室

5 出席委員 桑原郁夫、横山正樹、星 直樹、星野みゆき、大平恭児、遠藤徳一、
森島守人、本田 篤、（関矢孝夫議長）

6 欠席委員 なし

7 説明員 内田市長、樋口教育長、桑原総務政策部長、山之内消防長、
吉澤教育委員会事務局長、小島総務政策部副部長、古田島消防本部次長、
浅井総務人事課長、山田秘書広報課長、五十嵐企画政策課長、星管財課長、
森山学校教育課長

8 書記 佐藤議会事務局長、星副参事

9 経過

開 会（10：00）

森島委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教委員会を開会いたします。
今ほど、開会前に議会事務局長から話がありました。私からは、フォルダを開くときに多少の時間がかかりますので、ゆっくりと進めさせていただきます。なお、質疑、答弁や意見等につきましては、簡潔に、よろしくお願いをいたします。そして、午後からも全員協議会や委員会が予定されておりますので、進行にはご協力をお願いを申し上げます。
では、本委員会に付託されました陳情について審査を行います。

（1）陳情第4号 子どもの黙食緩和を求める陳情

森島委員長 日程第1、陳情第4号 子どもの黙食緩和を求める陳情を議題といたします。

本件に関しまして、執行部に確認しておきたいことがありましたら、発言を許します。

遠藤委員 今回の陳情につきましては、子供の黙食ということで陳情が上がっております。これにつきましては、コロナ禍における感染拡大防止等いろいろな意味もあったり、また、中には食事を取る楽しみとして黙って取るのではなく、和気あいあいと会食をしながら取ったほうがいいというような、いろんな意見がある中で出された陳情かと思います。そうは言っても、学校側の方針としてもその黙食を勧めたり、しっかりと子供たちに食事を味わってもらったり、時間を見ながら遊ぶことなく食べてもらいたいと、いろいろな目的で黙食を勧めているような学校もあろうかと思いますが。市内の学校現場での指導、そういったものは現状どうなっていますか。

吉澤教育委員会事務局長 市内の学校に対しましては、教育委員会からは学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルという文部科学省が出したものに基いて、その対策を指示しているわけですが、そこについては、もとより黙食を求めているものではないということであります。しかしながら、実態としては、ほぼ完全に黙食に近い学校や学級もあろうかと思いますが。これについては、それぞれの学校の実情に合わせて、指導されているというふうに認識をしております。

遠藤委員 ということは、マニュアルの中には、そういうようなニュアンスがあったにしても、黙食をきちんと求めたり制限をしたり、そういったことはないということによろしい

でしょうか。

吉澤教育委員会事務局長　黙食を求めるというところまでは、こちらからの指示としてはしておりません。ただし、学校現場での児童に対する指示としては、徹底するため実態として黙食に近いような形になっているということが考えられると思います。

遠藤委員　これに関して、この陳情内容に近いようなものでもいいですし、こういったものが、教育現場に保護者のほうあるいは、地域の方からそれはもうやめさせるべきだとか、もっと会食を楽しみながらさせるべきだとか、そういった意見等が学校側に寄せられるようなことはありますか。

吉澤教育委員会事務局長　学校に直接いつている全てのことは、把握しておりませんけれども、教育委員会にもそのような意見のメールですとか、直接来庁されてというお話もいただくことはありました。先ほど申し上げたような、原則そこまで一律に求めているものではないとしながらも、感染状況に応じて適切に指導をしたいというようなことで、お答えをした経過がございます。

遠藤委員　そうしますと、食事の楽しみ方と感染予防対策等も含めて、学校側の指導でやっておられるということで、議会にこういった陳情が上がりますけれども、私どもがどうこうというよりは学校現場のほうの指導に従って進めるということで、私どもは考えてよろしいですか。

吉澤教育委員会事務局長　11月29日に文部科学省からの通知で、「もとより完全に黙食を求めているわけではないとしながらも、それぞれの学校・学級の実態に応じた指導をせよ」というようなことで、本市としても12月8日付で新たに新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について、改めて通知を出しております。そこでは一律に必ず黙食とすることは求めているが、感染拡大防止の取組として席配置の工夫や換気、それから、学校内での感染拡大が懸念される状況になれば食事中的会話を控える等の、学校の感染状況や実情に応じた対応を行うということで改めて発出しております。校長会等でも一律の指導は必ずしも必要ではなく、そこに応じた指導をしてくださいというようなことで改めて申し上げたところでございます。

森島委員長　ほかに質疑は、ありませんか。（なし）ないようでありますので、これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定をいたしました。

これから、陳情第4号　子供の黙食緩和を求める陳情を採決いたします。お諮りします。本件は採択することにご異議ありませんか。（異議あり）異議がありますので、挙手によって、採決をいたします。本件は採択することに賛成の方は挙手願います。挙手少数であります。よって、陳情第4号は不採択とすべきものと決定されました。

（２）議案第96号　魚沼市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

森島委員長　日程第2、議案第96号　魚沼市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。執行部から補足説明は、ありませんか。

内田市長　補足説明は、ございません。

森島委員長　これから、質疑を行います。質疑は、ありませんか。

大平委員　それでは、何点かお聞きしたいと思います。まず、これは法改正によって、自治体が行っていた保護条例を一元化するということが前提にあるわけなんですけれども、その法そのものについて少し疑問もあったりします。魚沼市では、個人情報保護条例に関する審査会のようなものが確かあったと思いますが、保護委員会が何か統括して処理やその他案件についてしっかりとした権限を持ってやっていくという話があります。これは自治体独自にやっていたものについて、これまでと同じなのか、それとも新たな法改正で全く違ったものになるのか、そこら辺のお考えをお聞きしたいと思います。

桑原総務政策部長　このたびの改正につきましては、法律自体が改正になったということなんですけれども、実際に市町村の行う運用の部分については、従来とそう大きく変わりがないということで認識をさせていただきます。

大平委員　それでは大きく変わりはないということであれば、自治体が法改正によっては、というのものあるけれども、実際の運用上は自治体の実裁量を持っている。そういう部分があるということでよろしいでしょうか。

桑原総務政策部長　今回の改正におきましては、細かい部分で言いますと、自己情報開示請求の手数料ですとか、監視決定に係る期限の特例、それから運用情報の公表、そういった中で法に合わせるというところはやっていますけれども、審査の過程の部分そのものについては大きく変わりはないということで、認識をさせていただきます。

大平委員　魚沼市の保護条例では、幾つか制限があったと思います。無秩序に個人情報保護法を提供含む収集にあたってもいろいろな制限があり、それを不特定多数の方に提供するのはかなり制限があったかと思います。今回、匿名加工によって本人の同意やそういうものが取り払われて制限なくやれる形になっていると思いますが、この匿名加工については、非常に分からないところがあるので、どのような形で行うのか、そこら辺が分かりましたら教えてください。

桑原総務政策部長　法律の中身の部分について、こちら側でいろいろと言える部分ではありませんので、その部分については差し控えさせていただきたいと思いますが、匿名加工の部分はあくまでもこの個人を保護するということの主旨自体は変わっておりません。先ほど申し上げたように、運用の流れに大きく影響するものではないというふうに認識をしております。

大平委員　運用と匿名加工については、実際に自治体やるわけなので、具体的な詳細が分かったらこの委員会でお示ししていただきたいんですが、いかがでしょうか。

桑原総務政策部長　今、委員がおっしゃった部分につきまして、明らかになりましたらこの委員会でご改めてご説明させていただきたいと思います。

大平委員　今回の施行条例をつくる際に、幾つかの自治体では事前に審議会を開きしっかりとした議論を行った上で、この施行条例をつくっているというのが調べて分かりました。魚沼市は、どのような形でこの施行条例をつくったのか。当局だけでつくったのか、それとも事前にその審議会や有識者等の話を聞いて行ったのか。その辺はいかがでしょうか。

桑原総務政策部長　こちらにつきましては、審議会等は設けず、執行部側で作成したものでございます。

大平委員　気になるのはもう何点かあります。この実裁量の部分なんですけれども、さっき言った規制があった中で、具体的に法があり、実際にやるのは自治体ですよ。そうする

と、今までの魚沼市の保護条例と法とに、当然、差異があるかと思うんですよね。差異があったときに、運用については施行を新たにつくるのか、それともこの保護条例を何らかの形に生かすのか、そこら辺の運用についてはいかがでしょうか。

桑原総務政策部長 従来の保護条例については廃止をして、今回の施行条例に置き換わるということでございます。

大平委員 そうすると、自治体が独自に決めていたものについてはもう一切なしで、この施行条例についてのみ行うということで、それ以上のことはもう国に一任という形なんでしょうか。

桑原総務政策部長 まるっきりの一任ということではなく、その運用する部分について、こちらの施行条例のほうで規定をするということでございます。従来の保護条例がこちらの施行条例に置き換わるといったところではありますけれども、中身の手続き等については、それほど大きく変わらないということで認識をしてございます。

大平委員 実際の運用上で、問題、トラブルも含めあったときには、自治体の裁量で全て行っていたと思うんですね。今回の法改正あるいは施行条例に基づく、自治体の裁量がほとんどないように思います。先ほど部長は「実際の運用については裁量がある」と話をしましたけれども、法解釈とか実際の運用をしていく中で、いろいろ問題が出てくると思います。そういったときに自治体が決められないときは、国の保護委員会に問い合わせ対応を仰ぐと、そういう形なんでしょうか。それとも、何か別に施行規則なんかをつくってやるんでしょうか。

桑原総務政策部長 この施行規則の部分につきましては、今、作成中ということではありますけれども、これから、制定をするという手続きに入ることになります。その上で、先ほどの保護委員会の関係につきましては、実際に国のほうで定める法の中の規定に基づく形で進めることになります。

森島委員長 ほかにございませんか。（なし）なければ、これで質疑を終結させていただきます。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。（異議あり）討論があるようですので、まず、反対の討論をお願いします。

大平委員 法改正で、個人の情報が匿名加工された上で、自己の承認なく幅広く使われる運用については、非常に懸念があります。今ほど質疑をした中で、やはり実裁量がかなり制限されている中で、非常に心配があります。このままでは、これを運用することには、懸念があります。今後しっかりとした施行規則をつくる形で実際の運用はやっていただきたいし、市民に対してしっかりとした責任ある立場で情報の取扱いについては対処していただきたい。以上を持ちまして、反対討論とします。

森島委員長 次に、賛成の方の討論はありますか。（なし）委員長としてお聞きします。

大平委員は、本会議でも同じように討論をするわけですね。

大平委員 加えてやりたいと思います。

森島委員長 では、議案第96号について、採決をいたします。異議がありますので、挙手によって採決をいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。挙手多数であります。よって、議案第96号 魚沼市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

（３）議案第 97 号 職員の定年の引上げに伴う関係条例の整理について

森島委員長 日程第 3、議案第 97 号 職員の定年の引上げに伴う関係条例の整理についてを議題といたします。執行部から補足説明は、ありませんか。

内田市長 補足説明は、ございません。

森島委員長 これから、質疑を行います。質疑は、ありませんか。

大平委員 定年引上げを段階的に引き上げるということだと思うんですが、新規採用との関係で、年度ごとに定年に引き上げることにについての調整を行うと思いますが、そういう入る方と出る方のバランスを取るのか、それとも今までの考え方でいくのか、そこら辺についてはいかがでしょうか。

桑原総務政策部長 今のところ、まだこれといった正式な方針は示しておりません。ただ、今の状況を見ますと、将来的に年齢構成のいびつさを露呈することになりますので、その辺については、内部で十分議論した上で、採用数を調整してまいりたいと思います。ただし、これによって、採用を制限するということとはしたくないということで考えておりまして、一定の配慮をする中で十分議論したいというふうに思っております。

森島委員長 ほかに質疑は、ありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定をいたしました。これから、議案第 97 号について採決をいたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって議案第 97 号 職員の定年の引上げに伴う関係条例の整理については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

（４）議案第 98 号 刑法等改正に伴う関係条例の整理について

森島委員長 日程第 4、議案第 98 号 刑法等改正に伴う関係条例の整理についてを議題といたします。執行部から補足説明は、ありませんか。

内田市長 補足説明は、ございません。

森島委員長 これから、質疑を行います。質疑は、ありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで、質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定いたしました。これから議案第 98 号について採決をいたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第 98 号 刑法等改正に伴う関係条例の整理については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（５）議案第 99 号 魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

森島委員長 日程第 5、議案第 99 号 魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する

条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明は、ありませんか。

内田市長 補足説明は、ございません。

森島委員長 これから、質疑を行います。質疑は、ありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。

（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定をいたしました。これから議案第 99 号について採決をいたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議あり）異議がありますので、挙手によって採決をいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。挙手多数であります。よって、議案第 99 号 魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（６）議案第 100 号 魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

森島委員長 日程第 6、議案第 100 号 魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明は、ありませんか。

内田市長 補足説明は、ございません。

森島委員長 質疑は、ありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで、質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定をいたしました。これから、議案第 100 号について採決をいたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議あり）異議がありますので、挙手によって採決をいたします。本案は原案のとおり、決することに賛成の方は挙手を願います。挙手多数であります。よって、議案第 100 号 魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決定をされました。

（７）議案第 101 号 魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正について

森島委員長 日程第 7、議案第 101 号 魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明は、ありませんか。

内田市長 補足説明は、ございません。

森島委員長 委員の皆さん、質疑は、ありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定をいたしました。これから、議案第 101 号について採決をいたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第 101 号 魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決定をされました。

（８）議案第 102 号 魚沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

森島委員長 日程第 8、議案第 102 号 魚沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明は、ありませんか。

内田市長 補足説明は、ございません。

森島委員長 これから、質疑を行います。質疑は、ありませんか。

大平委員 説明では、看護師等の県の給与改定に伴って変えるという話をされました。国の制度改正では看護職となっていて、保健師もそれから助産師も含むとあります。この条例については、それを適用するのか、それとも看護師のみとするのか、これは先々のことも含めて考えがあればお聞かせください。

桑原総務政策部長 今回のこの改正条例におきましては、夜勤を行う職員を対象としてございます。したがって、対象となる職種については、看護師、准看護師及び助産師としているところでございます。

森島委員長 ほかに質疑は、ありませんか。

本田委員 説明のとおり、県病院局の処遇改善に準じてということでございますが、夜勤手当についての金額ですけれども、これは、県と同額でしょうか。

桑原総務政策部長 今回の改正が、県の職員に準じて行うということでございますので、委員お見込みのとおりでございます。

本田委員 この議案は、主に、市立小出病院の看護師についてのお話だというふうに受け止めております。小出病院は、医療公社の職員もいるわけですが、そちらのほうの処遇改善等は耳にしておりますでしょうか。

桑原総務政策部長 委員ご指摘のとおり、現在、医療公社には医療公社のプロパーの職員のほか、県の職員、それから市の職員もいるわけですが、それを今回、県の職員の処遇にそろえるということで聞いております。

本田委員 そろえるということですが、金額も同じようにというふうに聞いておりますでしょうか。情報があつたらお願いいたします。

桑原総務政策部長 今回の改正は、夜勤の回数によって定めることとしておりまして、それも金額につきましては統一にしております。

森島委員長 ほかにありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。（異議なし。）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定をいたしました。これから、議案第 102 号について採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり、決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第 102 号 魚沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定をされました。

（９）議案第 103 号 魚沼市立学校設置条例の一部改正について

森島委員長 日程第 9、議案第 103 号 魚沼市立学校設置条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明は、ありませんか。

内田市長 補足説明は、ございません。

森島委員長　これから、質疑を行います。質疑は、ありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定をいたしました。これから、議案第 103 号について採決をいたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第 103 号　市立学校設置条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決定をされました。

（10）議案第 107 号　魚沼市新市建設計画の変更について

森島委員長　日程第 10、議案第 107 号　魚沼市新市建設計画の変更についてを議題といたします。施行部から補足説明は、ございませんか。

内田市長　補足説明は、ございません。

森島委員長　これから、質疑を行います。質疑は、ありませんか。（なし）質疑がないようでありますので、これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定をいたしました。これから、議案第 107 号について採決をいたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第 107 号　魚沼市新市建設計画の変更については原案のとおり可決すべきものと決定をされました。

（11）議案第 108 号　指定管理者の指定について（魚沼市子育ての駅かたっくり）

森島委員長　日程第 11、議案第 108 号　指定管理者の指定について（魚沼市子育ての駅かたっくり）を議題といたします。執行部から補足説明は、ありませんか。

内田市長　補足説明は、ございません。

森島委員長　これから、質疑を行います。質疑は、ありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定をいたしました。これから、議案第 108 号について採決をいたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第 108 号　指定管理者の指定について（魚沼市子育ての駅かたっくり）は、原案のとおり可決すべきものと決定をされました。

（12）議案第 109 号　指定管理者の指定について（堀之内体育館）

森島委員長　日程第 12、議案第 109 号　指定管理者の指定について（堀之内体育館）を議題といたします。執行部から補足説明は、ありませんか。

内田市長　補足説明は、ございません。

森島委員長　これから、質疑を行います。質疑は、ありませんか。（なし）質疑なしと認

ます。これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。
(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定をいたしました。これから、議案第 109 号についてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり、決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 109 号 指定管理者の指定について(堀之内体育館)は、原案のとおり可決すべきものと決定をされました。

ここで、委員の皆さん方から市長に対してお聞きしたい点、協議事項等がありましたらお願いしたいと思います。(なし) 市長は、所用がございますので退席いたします。しばらくの間、自席にてお待ちください。

休 憩 (10:38)

再 開 (10:38)

森島委員長 休憩を解き会議を再開いたします。

(13) 所管事務調査について

・コミュニティ協議会について

森島委員長 日程第 13、所管事務調査について、コミュニティ協議会についてを議題といたします。前回の委員会での意見を踏まえまして、案を修正して委員の皆さんへは 12 月 8 日に事前に確認してもらうためにデータを送信させていただきました。では、議会事務局長に説明をさせます。

佐藤議会事務局長 (資料「提言書(案)～コミュニティ協議会～」により説明)

変更になった部分について、説明させていただきます。1 ページ目、提言書案の部分については変更はございません。2 ページ目の提言事項の部分ですけれども、こちらについても前回と変更はございません。3 ページ目のご検討いただきたい視点の部分ですけれども、丸印で二つ項目がおきてありますけれども、二つ目の市が目指す姿を、財源や人的な支援を含め具体的に明示の②の部分です。前回は、②、③と記載してございましたけれども、②に集約いたしました。読ませていただきます。②コミュニティ協議会が事務事業を行うにあたり、事務等を行う人材の確保や必要な財源の交付について、既存の制度の見直しや新たな仕組みの構築を行うこと。ということで、ちょっと踏み込んだ部分が前回ございましたけれども、表現について柔らかくして、簡単にまとめさせていただきました。

森島委員長 このことにつきましては、皆さん方からご意見をいただいて、私と副委員長、事務局のほうにお任せをいただいたものをこのような形で載せさせていただきました。また、口頭で執行部に話をする部分については、議長と私のほうでお話をさせていただくというようなことで、最終的にまとめさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。では、なければ、議長から市長への提言書として議長の方へ提出することよろしいでしょうか。(異議なし) 異議がありませんので、そのように決定をさせていただきます。

(14) 閉会中の所管事務等の調査について

森島委員長　日程第 14、閉会中の所管事務等の調査についてを議題といたします。お諮りします。本委員会が、閉会中に所管事務等の調査を行うことについては、議長宛て申し出たいと思いますが、ご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務等の調査については、議長宛て申出を行うことに決定いたしました。

（15）その他

・魚沼市 D X 推進方針（案）について

森島委員長　日程第 15、その他を議題といたします。まず、魚沼市 D X 推進方針案についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

小島総務政策部副部長　魚沼市 D X 推進方針案についてでありますけれども、前回の会期外での総務文教委員会におきまして、策定方針についてお示しをさせていただきました。今回につきましては、魚沼市 D X 推進方針案をまとめましたので、企画政策課長のほうから説明をさせていただきます。

五十嵐企画政策課長　それでは、私の方から魚沼市 D X 推進方針案について説明をいたします。（資料「魚沼市 D X 推進方針（案）～デジタル技術を活用し、快適な暮らしを実現できるまち～」により説明）

森島委員長　これから、質疑を行います。質疑は、ございませんか。

横山委員　デジタル技術を活用して、快適な暮らしを実現できるまちという、目指す姿は非常にいいと思いますが、これをどのようなところからスタートさせていくのでしょうか。今、全体像の話が出ましたが、実は、コミュニティ協議会関係を含めて、各集落の高齢者世帯で買物はちょっと大変だなという人がいたり、公共交通を使いたいんだけど、なかなか使い勝手が悪いとか、いろいろ快適でない部分をどうやって埋めたいのかということを考えています。その一つとして、デジタル化で、おばあさんやおじいさんが、ちょっとした操作で、そういうところができるのかな、というようなことを考えていかないと、若い人たちだけのデジタル化、行政のデジタル化だけでなく、生活する末端の高齢者たちが、ちょっとしたことで、今、具合が悪いというところにボタンを押したらすぐどこかに電波が飛んでいって、また、すぐそれが来るとか、そういうふうなことを仕組んでいかないと形だけのデジタル化にならないように、具体的なところから一歩進めていってほしいと思っていますが、その辺の具体的な策はあるのでしょうか。

桑原総務政策部長　今、高齢者からデジタルに触れていただく、慣れ親しんでいただくというところが大事とのご指摘ですが、その点につきましては、この計画書の 4 ページのほうに触れてございます。4 ページの 5 実施する取組の中の、実現に向けた方向性①その取組事項の中で、デジタルデバインド対策という項目を設けてございます。そこでは、初心者や高齢者向けのスマホ教室を開催するなど、情報格差の解消に努めるということで、ここに定めておりまして、委員ご指摘のように、そういったデジタルデバインドにも、なかなか親しみが持てない、あるいは、持っていないと、そういった方々に対して、そういう教室等を設ける中で、徐々に慣れ親しんでいただける機会を設けたいということの取組を、今年度から、もう既に進めている部分がございますが、さらに拡充をしてまいりたいというこ

とでございます。

横山委員　今は既に始めているということですが、結果的には、どこにどうすればいいかということが、まだ自治会であったり、コミ協であったり、そんなに広報されていないのではないかなと思います。これを始めるにあたって、こういうふうな課題があって、こういう社会での進み方があるので、ぜひデジタル化を各自治会であったりコミ協で取り上げてもらって教室を開きましょうというような、前に進めていくような取組がないと、いけないのかなと思っています。ぜひ今のことについては、拡充ということで、進めてもらいたいと思います。それを具体的に今後どのようにしていくのかお聞きしたいと思います。

五十嵐企画政策課長　具体的な取組としましては、今、令和5年度予算に向けまして、内部で検討を進めております。先ほど委員がおっしゃられたことも急にはできないと思うんですが、先ほどおっしゃたことも当然一つの目的にもしておりますので、そこに向けて一つ一つ令和5年度に踏み出せばいいのではないのかなというふうに考えております。具体的なところは、予算編成の中で考えていきたいと考えています。

本田委員　横山委員の話されたことに補強するような話なんですけれども、デジタルトランスフォーメーションというのは、名前のとおりデジタルで、ネットワークを構築していくと、生活の中でネットワークを構築していくということでありますけれども、ネットワークっていろいろネタとしてはたくさん大量にあると思うんです。国の推進計画に準じるとは言うんですけれども、やはり掘り起こしの作業というのは、非常に重要なかなと思っておりまして、そこを総務政策部長を中心として、行革推進本部の中で考えるということではありますけれども、外部アドバイザーの意見も入れてということではあります。もっと全庁的に取り上げてもいいのかなという印象を受けています。そういったところを真剣に大々的にやってもらいたいという指摘について、ちょっとご意見がありましたらお願いいたします。

桑原総務政策部長　全庁的ということでありますが、この計画自体を全庁的に周知を図った中で、職員一人一人はそういった意識を持って、業務に携わるということを徹底をしまいたいというふうに思っています。その中で、予算に絡む話でもございますが、例えばAIを活用した業務の簡略化ですとか、あるいは、市民生活の利便性に向けた新たな対応ですとか、そういったところをいろいろと今後、それぞれ先ほど申し上げたような予算の部分にも絡む部分でもありますけれども、それらは、毎年度、毎年度いろいろな方策を研究しながら順次取り入れてまいりたいというふうに考えております。

大平委員　人材のことなんですけど、組織体制の中で、2ページ、外部アドバイザーの積極的な活用を検討しております。これは、まさに今部長がおっしゃった中でのことをこれから具体的にやるということだと思うんですが、先ほど横山委員から言われたように、対市民に対して、どうやって伝えるかということ、そして、どうやったら利便性が確保できるか、そこは非常に難しいと正直思うんですけれども、そこは、こういうことこそ外部のアドバイザー、もしくはマネージできるような人を配置するような、あるいは、そういう人を育てるような取組が必要ではないかと私は個人的に思いますが、外部アドバイザーについてはそういう意味は含まないんですか。

五十嵐企画政策課長　外部アドバイザーにつきましては、今委員がおっしゃったことも含めていろいろ相談、指導をさせていただきたいというふうに考えています。

大平委員 では、それらの方を含めて、市民の方に周知や、そういった活用がどうやってできるかということを市民を巻き込んでやるという、そういう意味合いのことでしょうか。

五十嵐企画政策課長 市民が使えるようにというところだと、デジタルデバイド対策のスマホ教室ですとか、少し先のことはありますけど、デジタル人材の育成ということをやっていききたいというふうには考えております。

大平委員 今のデジタル人材の育成というのは、これは、市民から募った形で人材を育成していく。市民の中から育成して、それを広く伝えるというそういう意味合いですか。それとも職員の方々がそういったスキルを身につけて広げるとそういう意味合いですか。

桑原総務政策部長 デジタル人材の育成については、ここで、計画書の4ページの中で言っているところについては、庁内のことなんですが、委員ご指摘の部分につきましては、現状でも出前講座等を実施しながら、それぞれ市民の方々が、できるだけそういったデジタル機器に抵抗なく親しんでもらいたいということで取り組んでおりますので、そういったところの機会を増やしていきたいと考えます。それは、職員がやる部分でございますけれども、職員がやる、あるいは外部に委託してというところも含めて、いろいろ方法がありますけれども、それらについては、これからも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

森島委員 これから検討していこうということですので、また委員会の中でもこれは引き続き調査をさせていただきたいというふうに思っています。ほかにございませんか。(なし) 質疑がなければ、本件については、引き続き当委員会で調査をすることでご異議ありませんか。(異議なし) 異議がありませんので、そのように決定をさせていただきます。ここでしばらくの間、休憩といたします。

休 憩 (10 : 59)

再 開 (11 : 10)

森島委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

・「魚沼市ケーブルテレビ」に関する市民アンケートの集計結果及び今後のスケジュールについて

森島委員長 魚沼市ケーブルテレビに関する市民アンケートの集計結果、及び今後のスケジュールについてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長 それでは、このケーブルテレビの今後の在り方につきましては、前々回の委員会の中で、現状と課題を整理したものをお示しをさせていただきまして、その後、加入者を含めた市民の意向を確認した上で、今後の在り方について議論をしていくというところをご説明申し上げてきたところでございます。今回、その市民アンケートを実施させていただきましたので、まだ速報値という形ではございますけれども、報告をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。なお、報告につきましては、秘書広報課長のほうから説明をさせます。

山田秘書広報課長 それでは、私の方から魚沼ケーブルテレビに関する市民アンケートにつきまして、A I O C Rにより集計しました結果の速報値について、説明させていただきます。

（資料「「魚沼ケーブルテレビ」に関する市民アンケート結果」により説明）

森島委員長 ケーブルテレビの今後については、まだ議論ということにはならないかと思うますので、ここでは、このアンケートについて何かお聞きしたい点等がありましたら、委員の皆さんお願いします。（なし）なければ、これで質疑を終結いたします。本件については、引き続き調査をするということでご異議ありませんでしょうか。異議がないようでありますので、引き続き調査をすることに決定をいたしました。

・文書保管庫の現状について

森島委員長 次に、文書保管庫の現状についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長 それでは、ご説明申し上げます。本市では、合併以降、これまでの間、組織機構の見直しですとか、庁舎機能の再編を行うたびに、その都度、文書簿冊や備品につきましても各庁舎にあります、書庫の空きスペース、それから空き施設も含めて、それから文書簿冊、備品等の移動を行ってきたところでございます。また、令和2年度の本庁舎への機能集約以降でございしますが、旧庁舎再編と利活用を現在も進めておりますけれども、書庫として確保してきた施設につきましては、既に満杯に近い状況となっていることが見受けられます。今後も増え続ける文書簿冊につきましては、これから、適切に保管していくために文書保管庫の在り方につきまして、今後議論していく必要があると思っております。その前段といたしまして、本市の文書保管の現状について報告をさせていただきたいと思っております。なお、出先機関の組織等については、その出先庁舎や施設の中で保管できている状況でございますので、今のところ特段の問題は生じてございません。では、資料の説明に入らせていただきます。

（資料「本庁舎及び旧庁舎等における文書保管状況【分散配置状況】について」により説明）

今後、問題となるのは、旧入広瀬庁舎が将来解体を予定していることに加えまして、今後もペーパーレス化が進むとはいいいましても、永年保存文書は、毎年毎年増え続けていくといったことから、そちらの管理をどうするかといったところが課題となっているところでございます。保存文書を施設解体までに移転させなければならないということでございますけれども、そもそも現状のように、文書を市内各所に分散して保管する状況がいいのか、あるいは一箇所に収蔵していく方法がいいのか、その辺につきましても今後議論していく必要があると考えまして、このような資料をお示しさせていただきました。

森島委員長 このことにつきまして、お聞きしたい点がありましたお願いします。

大平委員 保存状態なんですけど、空いているところに資料等を置くという形が見受けられるんですが、実際、文書というのは、保存すなわち換気とか、そういうものが適切でないとか、カビ等が生える状況があると思うんですが状態はどうなっているか分かりますか。

桑原総務政策部長 保存状態でございますが、この本庁舎の中にある書庫に保管してある文

書については、保存状態は良いものと考えております。問題は、旧庁舎等の車庫の２階等に置いてある文書でございます。詳細については、当然ながら夏は暑い、冬は寒いというような状況でございますので、その辺は、先ほど委員長がおっしゃられたように、来月現地を確認していただけるのであれば、そういった中で、また現状をご覧いただければというふうに思っております。

大平委員　そうすると、やっぱり一番下の一覧表に、移転場所の確保が求められるものに車庫棟にあるものについては早急に見直さなければならない状態であれば、そこも含めて考えていくというのはあると思うんですけど、考え方としては今のような形なのでしょうか。

桑原総務政策部長　こちらにつきましては、先ほど説明の中でも触れさせていただきましたが、現在も収まるところがあれば置いているというような状況でございます。したがって、市内各所にこのような形で分散して配置しているわけでございますけれども、これを全て良い状態で保管するということになれば、今、市の中では、ほぼないという状況でございます。したがって、今後の議論ということになろうかと思っております。

森島委員長　ほかにございませんか。では、私のほうで委員の皆さんにお願いをさせていただきますが、来年の１月中旬に市内の文書保管庫を視察する予定ということで調整をさせていただきますが、よろしいでしょうか。（異議なし）では、そのようにさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。なお、併せて、執行部も事務局から日時をお知らせしますので、ご同行をお願いいたします。

・小型動力ポンプ水槽車の進捗状況について

森島委員長　次に、小型動力ポンプ付水槽車の進捗状況についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

山之内消防長　（資料「令和４年度　小型動力ポンプ付水槽車（タンク車）の進捗状況について」より説明）

森島委員長　詳細については、次回の総務文教委員会で報告する予定ではありますがということですが、納期も令和４年度末の契約になっているかと思いますが、もし委員の皆さん方でお聞きしたい点がありましたら、お願いをします。納期内に納品されればいいんですけども、そういうことを踏まえて、委員の皆さん方から質疑がありましたらお願いいたします。

星野委員　この小型動力ポンプ付水槽車は、日野自動車のデュトロをベース車両として、艀装するもので、日野自動車のエンジン不正問題によりデュトロの生産が中止されたことの影響で、納期までに納品できないという可能性が大きいということだと思いますけれども、納品できない場合、市はどのような対応をするのかお聞かせください。

山之内消防長　やはりこの、水槽付タンク車は必要性がありますので、現時点での契約破棄は考えていません。納期を延長してでも、現在発注している車両を納めてもらうことが市にとっても最も有益であると考えております。非常に活動においても、重要な車両であります。また、今ある車両が老朽化しておりますし、非常に重たい水槽を積んでいたので、非常に厳しい状態になっておりますので、速やかな更新が必要となっております。仮に遅くなくても納品してもらう方向で進めていきたいと思っております。

星野委員　今回のケースは、本市だけではなく、ほかにも多くの消防本部が直面している問題ではないかと思うんですけれども、ほかの消防本部はどのような対応をしているのか、分かる範囲で教えてください。

山之内消防長　調査したところによりますと、魚沼市を含めて5消防本部がこの日野自動車関係に巻き込まれているという状態で、二つの消防本部は、何とか出荷が始まったということで、今年度中に製作できるということを聞いております。3市については、今年度中は制作中ということで、厳しい状況というふうに聞いております。

星野委員　仮に、納期に間に合わない場合に、業務に差し支えないのか、先ほど非常に重たいのを載せているので、負担がかかっているというお話でしたが、現在、使用している車両で対応しなければいけないと思いますが、その辺のことをどういうふうに思われていますか。

山之内消防長　先ほども申し上げたとおり、非常に老朽化もしてますし、非常に酷使していた車です。これから、冬に向かうんですけれども、高速道路、車両火災、林野火災、主に林野火災のときが一番重宝しているわけなんですけれども、やはり壊れるまでというか、今までよりもスピードを出さないで安全にというか、酷使しないように使っていくという方法しかないと思っております。

星野委員　先ほどの答で、年度内ぎりぎりに間に合うところと間に合わないところがあるというお答えをいただきましたけれども、間に合うところと間に合わないところのその差というのは、どのようなことで整備されたのでしょうか。

山之内消防長　間に合ったところは、昨年に魚沼市で入れた、ポンプ車のような形の日野レンジャーというタイプのトラックは大丈夫だったということなんです、それよりも大型のはしご車、これがフロンティアという車種なんですけれども、あと小型の魚沼市で入れようとしているデュトロというタイプのものは、まだ出荷をしていない状態になっておりますので、そのところで差がついております。

星野委員　そうしますと、ぎりぎり間に合うような予定だというのは日野レンジャーというところで、うちはそこはまた違うものだから難しいようなというお話で理解してよろしいのでしょうか。

山之内消防長　そのとおりで、規格にも出ておりますが、このシングルシートは3名乗りで2,500リットルという水槽というのは、なかなかない車ですので、どうしても車種は限られ、消防専用車両を持っている日野自動車でない駄目だということで言われております。

桑原委員　本当に安全安心というか、すごく大事なものなんですけれども、ここに書いてある国交省は不正が見つかったので云々と書いてますけれども、国交省は何かそれについてのコメントとかは出していないのですか。本当に間に合わなければ、一大事のことも考えられます。それが1点と、もう1点は、本当に、有事の際に、近隣の市町村とのタイアップといいますか、そういったところはどのようになっているかお聞かせください。

古田島消防本部次長　国土交通省からの検査に対する報告はありましたけれども、助言等は今は出てはおりません。近隣との連携については、中部消防応援協定ですとか、県内全体の協定を結んでおりますので、有事の際の連携については、心配はないと理解はしております。

桑原委員　そういう連携をしていれば安心はいたしましたけれども、国交省が助言というこ

とでなくて、そういうことに対して、国交省はどういう責任をとるんだと、不正が見つかって終わりではないと思って、あらゆる手段を使って、例えば、納期に間に合わせるようなそういうことは日野だけしかできないのかもしれませんが、そういうことをやっていないのかということをお聞かせください。

古田島消防本部次長　日野自動車だけではなくて、いすゞですとか、トヨタとか大型車の車種を作っているメーカーがあるんですけども、ここ数年来言われている、電子部品の不足ということが、その車両製作に大きな影響を及ぼしているということです。昨年度辺りから、全国消防長会から、その電子部品が不足しているために、この日野の問題が発覚する以前から、ともすると車両の供給が間に合わない可能性がありますという文書はいただいております。どこのメーカーもそうなんですけど、結局ここ数年来、需要と供給のバランスが崩れていて、需要があるんだけど、供給が間に合っていないというのがどこのメーカーも専用車両にはあるみたいです。今回の日野に限らず、そういったことも少なからず影響してるのかなとは思っております。

森島委員長　ほかに委員の皆さん、ありませんか。（なし）委員長として申し上げます。12月15日に契約者から説明があるということでもあります。これは、3,600万円余りの備品があります。行政報告で議員の皆さん方に、報告できるのであれば、そのようにお願いしたいと思います。また、その後、次回の委員会等で議題にあげるものはあげさせていただきますが、そのように執行部のほうは進められますか。

古田島消防本部次長　大丈夫です。

森島委員長　では、総務政策部長からそのように市長にもお話しして、そのようにお願いしたいと思います。議長のほうは、今聞いていると思います。では、この件については、引き続き調査をすることでご異議ありませんか。（意義なし）では、そのように決定をさせていただきます。

・教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告について

森島委員長　次に、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

吉澤教育委員会事務局長　（資料「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書【令和3年度分】」のより説明）

森島委員長　このことにつきましては、決算等でも報告があったかと思いますがよろしくお願いいたします。今ほどの事務局長のお話の中で、質疑がありましたらお願いいたします。

本田委員　決算という話がありましたが、要は、もう3か月ぐらい早いと、我々もありがたいのかなと思っているんですけども、何年か前に私が指摘させてもらったんですけども、この点検評価の時期を7月ぐらいの作業というのは難しいものでしょうか。

吉澤教育委員会事務局長　4ページの下段に点検評価の経過ということで、これを見ますと10月5日から始まっていると、なので議会に令和3年度決算の資料として事務事業評価を提出した後に、こちらの評価を始めたという順番でありますけれども、その時期につきましては、市長部局と相談して、なるべく可能なことであれば、早くすることを検討したいと

いうふうに考えております。

森島委員長 そのようにお願いをいたします。ほかにございませんか。なければ、これで質疑を終結させていただきます。本件については以上とさせていただきます。

・職員倫理研修の実施報告について

森島委員長 次に、職員倫理研修の実施報告についてを議題といたします。試行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長 それでは、令和4年度に実施いたしました職員倫理研修につきまして報告をさせていただきます。資料はございませんが、口頭での報告ということでご了解をお願いいたします。昨年10月に発覚をいたしました本市の元職員によります、金銭横領事件から1年が経過したことに伴いまして、このような不祥事が二度と発生しない、発生させないために、会計年度任用職員を含む全職員を対象とした職員倫理研修を今年度も実施をさせていただきました。今回、11月24日から11月30日までの6日間にわたりまして計25回、会計年度任用職員を含む全職員996人を対象に、これは全員参加したわけではございませんが、9割以上の904人の参加がありまして、それぞれ研修を行いましたので、ご報告をさせていただきます。なお、参加できなかった職員等につきましては、資料等を今後、掲示版等に掲載する中で、周知を図ってまいりたいということで考えております。引き続き、こういった事件が発生しないように、また努めてまいりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

森島委員長 このことにつきましてはよろしいでしょうか。（異議なし）では、これで質疑を終結させていただきます。本件については以上といたします。

・国道17号堀之内跨道橋光ケーブル損傷事故の経過報告について

森島委員長 次に、国道17号堀之内跨道橋光ケーブルの損傷事故の経過報告についてを議題といたします。執行部から説明を求めます。

小島総務政策部副部長 本件の事故についてでありますけれども、本年第1回の定例会での市長行政報告でご説明しているものであります。その後の経過と、今後の対応についてご説明をさせていただきます。こちらについては、資料はございません。事故の状況についてであります。本年2月12日にバックホウを積載した状態のトラックがアームを折りたたまずに県道堀之内小出線を走行していたため、そのアーム部分が、国道17号堀之内跨道橋に衝突をいたしまして、そこに添架をしている国土交通省の光ケーブルの入った情報ボックスの管路を破損すると同時に、その中に入っていた光ケーブル等も損傷させたという事故であります。このボックス内には、本市所有の光ケーブルのほか、各事業者の光ケーブルも入っておりまして、各機関及び通信事業者と調整を図りながら、8月から復旧工事を施工しておりまして、今月中には工事が完了する見込みとなっております。この復旧費用につきましては、原因者から負担をいただくことで確認をしておりますので、今後、請求の手続に入りたいというふうに考えております。また、請求を行うに当たりましては、歳入予算に計上する予定としておりますのでよろしくお願いします。

森島委員長　このことについて、お聞きしたい点があったらお願いしますけれども、報告ということでよろしいでしょうか。（異議なし）なければ、これで質疑を終結させていただきます。本件については以上といたします。

・一般財団法人魚沼市地域づくり振興公社の理事長について

森島委員長　次に、一般財団法人魚沼市地域づくり振興公社の理事長についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

小島総務政策部副部長　それでは私の方から、一般財団法人魚沼市地域づくり振興公社の理事長についてご報告をさせていただきます。去る 12 月 9 日でありますけれども、一般財団法人地域づくり振興公社の理事会が開催されました。その理事会の中で、魚沼市長が理事に就任し、さらには、理事長に就任したということでもありますので、ご報告をさせていただきます。なお、今後についてでありますけれども、100%魚沼市が出資している団体でありますので、魚沼市が関与をしながら解散に向けて進めてまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

森島委員長　理事長には市長ということですので、これも報告案件ということでよろしいでしょうか。本件については、終わるわけではありますので、引き続き調査することにご異議ありませんか。（異議なし）異議がないようでありますので、そのように決定をさせていただきます。その他で、執行部から報告事項等はありませんか。

・広神地区スクールバス事故等のその後の経過について

吉澤教育委員会事務局長　教育委員会事務局から広神地区スクールバス事故等のその後の経過についてご説明をいたします。10 月 19 日の総務文教委員会で報告した後に、小出警察の捜査が終了したことから公表できる範囲として警察から聞き得た事柄についてご報告いたします。当該事案のあった日の午後 4 時 51 分の通報により、田尻市道における道路交通法違反、具体的には、酒気帯び運転の現行犯の事件として捜査を開始いたしました。なお、午後 1 時 30 分発のスクールバスの運行のときに、酒気帯びの状態であったかどうかについては、その余罪として捜査をされていたというところであります。結果的には、小出警察署では、自家用車の酒気帯び運転事件としての書類送致を行い、午後 1 時 30 分のスクールバス運行が酒気帯び運転だったかについては、こちらの余罪のほうは、立件に至らなかったということではありますが、飲酒状態でバス車庫に来たことは、酒気帯び状態でスクールバスを運転しようという意思があったことであり、悪質であるとの意見を付したとのことであります。この後の処分の重さは不明ではありますが、運転手には運転免許に関する行政処分と道路交通法違反による刑事処分が下されることとなります。なお、このたび警察の捜査が完了したことにより、広神地区スクールバスの事故等に関しての総務文教委員会への報告も、今回をもって最終とさせていただきたいものであります。

森島委員長　司法の結果が出たわけですので、これ以上、進展がないと思いますが、委員の皆さんで今後のことも含めて聞きたい点があったら、お願いしたいと思います。（なし）では、このような事故のないようにお願いをいたします。ほかに委員の皆さんからありま

せんか。(なし) 執行部のほうもないようですので、以上で本日の日程は全て終了させていただきます。会議録の調製については、委員長、副委員長に一任願いたいと思います。本日の総務文教委員会は、これで閉会します。

閉 会 (11 : 58)